

## 質 疑 応 答 書

件名 仙台市郡山監視センター電力需給

質問事項	回答
<p>入札額を算定する際に、基本料金単価・電力量料金単価の他に、各種割引単価を設けることは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、「入札金額積算内訳書」の様式内容を変更して使用することによろしいでしょうか。</p>	<p>「入札金額積算内訳書」の様式を変更することはできません。積算にあたり各種割引を行うことは差し支えありませんが、入札金額積算内訳書には、基本料金単価・電力量料金単価とともに割引後の金額を記載してください。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに

以上は、人文化説の書道比較する頃までに、書道用語「上」「下」に接觸します。

## 質 疑 応 答 書

別添様式

件名 仙台市郡山監視センター電力需給

質問事項	回 答 (仙台市記入欄)
別紙ご参照願います。	別紙のとおりです。

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

件名：仙台市郡山監視センター電力需給

【質問事項】

1. 郡山監視センター　　旧一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別と現供給者を教えてください。※切替時に必要となります。
2. 郡山監視センターは　初めて旧一般電気事業者から新電力でしょうか。その場合、旧一般電気事業者に新電力へ切替ができるかを確認していただいているか。確認いただいている場合、仕様通りに開始できない場合があることをご容赦ください。
3. 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんがご了承いただけますでしょうか。
4. 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に考慮なし　という理解でよろしいでしょうか。
5. 入札金額積算内訳書につきましては、ご提供の Excel 自動計算にて算定のうえ、ご提出させていただきますが、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。
6. 契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか。
7. 契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。
8. 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。
9. 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。
10. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。

以上

件名：仙台市郡山監視センター電力需給

【回答】

1. 契約種別は高圧季節別時間帯別電力（常時供給）、現供給者は東北電力株式会社です。
2. 切替可能であることを確認済みです。
3. 差し支えありません。
4. 入札説明書 10 (12) のとおりです。
5. 契約書(案)第 6 条及び第 21 条のとおりです。請求時の電気料金の計算については、ご提示いただいた方法で差し支えありません。
6. 原則として仕様書のとおりです。ただし、施設の特性上、需要設備の増加によらず、最大需要電力が契約電力を上回る場合があります。なお、契約電力の取扱いについては、契約書(案)第 4 条のとおりです。
7. 入札説明書 18 のとおり、契約書(案)の記載について変更または追記を希望する場合は、「7 仕様に対する質問」と同時に、質疑応答書を使用して申し出ることとしています。ただし、入札の公平性を損なわない範囲であれば、契約締結時に協議により契約書条文を変更する（もしくは契約書に別記特約を綴じ込む）ことが可能な場合があります。契約書のほかに協定書を別途締結することはできません。
8. 旧一般電気事業者が料金を改定したという理由での料金改定には応じられません。契約単価の変更については、契約書（案）第 11 条に規定していますが、当該規定は真にやむを得ない事情によるものを想定しています。したがって、契約単価の変更は、具体的な事情について慎重に検討したうえで、協議により決定することとなります。
9. 契約書（案）第 10 条に記載のとおり、旧一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で改定することができます。
10. 契約書（案）第 1 条のとおり。なお、現時点において、契約期間中に施設の休廃止等は予定されていません。

以上